平成２２年（フ）第１５６号
宮城県東松島市牛網字駅前３丁目３番地６エスペロ鳴瀬204、前住所宮城県東松島市西福田字関下72番地
債務者　車塚　幸義
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第６０号
宮城県気仙沼市松崎大萱30番地18
債務者　江崎利江子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第３７８号
茨城県つくば市島名4376番地グランドパレスＮＳ―88　403号
債務者　萩原　克枝
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３９３号
茨城県かすみがうら市稲吉東４丁目15番17号ニューアネックスＪ―203
債務者　中根　研二
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３９６号
茨城県つくば市大894番地、前住所茨城県牛久市上柏田２丁目31番地47　フローレス椿202号
債務者　杉原　　優（旧姓中澤）
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３９８号
茨城県つくば市高野台３丁目11番地２　モアリッシェルつくば高野台Ｉ棟203号
債務者　柴沼　勝江
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４２６号
茨城県土浦市川口２丁目９番33―210号サンシャイン川口Ａ棟
債務者　森川　　清
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４２９号
茨城県石岡市貝地２丁目13番７号
債務者　原田　俊男
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４３０号
茨城県稲敷郡阿見町中央５丁目30番４号　山崎忠一住宅
債務者　岩本ツヤ子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３１９号
茨城県桜川市本木632番地５
債務者　細谷　倭子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３６１号
茨城県筑西市小栗5720番地
債務者　廣沢　一男
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３６２号
茨城県筑西市小栗5720番地
債務者　廣沢　滋子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３６５号
茨城県下妻市平方210番地
債務者　篠崎　　正
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３７６号
茨城県坂東市岩井803番地１、前住所茨城県坂東市生子2028番地１
債務者　橋本　　光
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第５４３号
石川県かほく市宇気ツ６番地５
債務者　中田　和夫
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４９６号
山梨県甲州市勝沼町下岩崎1025番地２プチメゾン２Ｆ西
債務者　若尾　祥樹
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５０３号
山梨県甲府市大里町3968番地１ハーモニーＮⅡ202
債務者　村松　由美
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで甲府地方裁判所民事部破産係